

自動車特定整備事業者 各位

国土交通省東北運輸局  
山形運輸支局長  
(公印省略)

### 令和5年度整備主任者法令研修の実施について

道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第8号に規定する研修を下記のとおり実施しますので、貴事業場において研修対象となる整備主任者を受講させるよう通知します。

#### 記

#### 1. 研修対象者

令和5年10月1日現在、事業場において整備主任者として選任されている者

#### 2. 場所及び日時

別紙「令和5年度整備主任者法令研修実施日程」のとおり

※ 別添「令和5年度整備主任者研修申込用紙」を記載のうえ申込みしてください。

※ 研修の受付は、一般社団法人山形県自動車整備振興会が一括して実施しますので、受付の際に振興会の会員外である旨、お申し出てください。

※ 研修開始の10分前までにお越しください。

#### 3. 研修内容

(1) 最近改正された法令・通達等について(検査・整備関係)

(2) その他参考事項

#### 4. 研修資料

(1) 令和5年度 整備主任者研修 法令研修【全国共通教材】  
(国土交通省)

(2) 令和5年度 整備主任者研修資料【地方版】  
(東北運輸局 山形運輸支局)

※ 研修資料は山形運輸支局のホームページから印刷して頂くか、PC、タブレットPCにダウンロードしてご持参ください。

※ 研修資料は研修会場で購入することができます。

※ 研修の受講費用などについては、一般社団法人山形県自動車整備振興会にご確認ください。

## 令和5年度 整備主任者法令研修実施日程

| 実施日       | 会場   | 研修時間        | 備考 |
|-----------|--|-------------|----|
| 11月1日(水)  | 【山形】一般社団法人<br>山形県自動車整備振興会本部<br>山形市大字漆山字行段1961番地<br>(電話:023-686-4832) | 13:30~15:30 |    |
| 11月14日(火) |  |             |    |
| 11月24日(金) |  |             |    |